

令和7年度(2025年度)熊本県障害福祉サービス事業所等物価高騰 対策支援金交付要項

(趣旨)

第1条 熊本県障害福祉サービス事業所等物価高騰対策支援金(以下「支援金」という。)事業の実施については、熊本県補助金等交付規則(昭和56年熊本県規則第34号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要項に定めるところによる。

(目的)

第2条 知事は、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けて費用が増加している障害福祉サービス施設・事業所等(以下「施設・事業所」という。)の負担軽減を図り、将来に亘り安定的なサービス提供体制を確保することを目的として、予算の範囲内において、支援金を交付するものとする。

(交付対象者)

第3条 この支援金の交付対象者は、令和7年(2025年)3月31日において、熊本市を除く熊本県内の次の各号の施設・事業所(令和6年(2024年)4月1日から令和7年(2025年)3月31日までの全期間において事業を休止している施設・事業所並びに県及び市町村が開設する施設・事業所を除く。)を開設又は管理し、今後も事業を継続する意思を有する者とする。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)(以下「障害者総合支援法」という。)第29条に規定する指定障害者支援施設及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)第24条に規定する指定障害児入所施設。
- (2) 障害者総合支援法第36条に規定する指定障害福祉サービス事業所、第51条の19に規定する指定一般相談支援事業所及び第51条の20に規定する指定特定相談支援事業所並びに児童福祉法第21条の5の15に規定する指定障害児通所支援事業所及び第24条の26に規定する指定障害児相談支援事業所(空床利用型指定短期入所事業所を除く)。

(対象経費等)

第4条 この支援金は、令和6年(2024年)4月1日から令和7年(2025年)3月31日までの間に交付対象者が支出した光熱水費、燃料費、食費等の物価高騰に係る上昇分(消費税及び地方消費税相当額を除く。)を対象とし、別表の第1欄に定める区分に応じて第2欄に定める額を交付する。

(交付の申請、請求)

第5条 交付対象者がこの支援金の交付を希望する場合は、様式1に定める申請書により、知事が別に定める期日までに交付申請を行うものとする。

2 規則第16条に規定する支援金の請求は、前項に定める申請書の提出をもって行われたものとする。

3 第3条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、交付対象としない。

- (1) 暴力団排除条例（平成22年熊本県条例第52号）に規定する暴力団又は暴力団員等
- (2) 業務上の行為により法令に違反し、令和6年（2024年）4月1日から令和7年（2025年）3月31日までの間に行政処分を受けた者

（交付の決定）

第6条 知事は、交付申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、速やかに交付の決定をし、その金額を支払うとともに、規則第6条の規定に基づき様式2によりその決定の内容を申請者に通知するものとする。

（交付の条件）

第7条 規則第5条第1項第3号に定めるその他知事が必要と認める条件は、次のとおりとする。

- (1) 支援金に係る証拠書類等の管理については、収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、証拠書類を整理し、当該帳簿等及び証拠書類を支援金の額の確定の日の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。
- (2) 支援金の交付を受けた後に、交付対象者の要件に該当しないことが明らかとなった場合又は偽りその他不正の手段により支援金の交付を受けたと知事が認める場合には、交付された支援金を返還しなければならない。

（申請の取下げ）

第8条 規則第8条の規定により申請の取下げをすることのできる期間は、交付決定の通知を受けた日から起算して10日を経過する日までとする。

（実績報告、額の確定）

第9条 この支援金は、第5条第1項に定める申請書の提出をもって実績報告書の提出に代え、第6条に定める交付の決定をもって額を確定したものとみなす。

（交付決定の取消し）

第10条 知事は、交付対象者が、支援金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令等又は知事の命令若しくは指示に違反したときは、支援金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- 2 前項の規定は、交付すべき支援金の額を確定した後においても適用があるものとする。
- 3 知事は、第1項の規定による取消しをしたときは、規則第17条第4項の規定に基づき様式3により申請者に通知し、既に支援金の交付を行っている場合は全部若しくは一部の返還を求めるものとする。

（検査及び報告）

第11条 知事は、この支援金の適正な支出のため、必要に応じて交付対象者に対し、検査、報告その他必要な措置を求めることができる。申請者は、検査及び報告等の求めがあったときは、これに応じなければならない。

（不当利得の返還）

第12条 知事は、支援金の交付を受けた後に、交付対象者の要件に該当しないことが明らかとなった者又は偽りその他不正の手段により支援金の交付を受けた者に対して、交付を行った支援金の返還を命ずるものとする。

（受給権の譲渡又は担保の禁止）

第13条 支援金の給付を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

（その他）

第14条 その他必要な事項は、知事が別に定めるものとする。

附 則

この要項は、令和7年（2025年）6月23日から施行する。

【別表】

1 サービス種別	2 金額	3 対象経費
居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護	90千円	需用費（材料費、光熱水費、燃料費）、委託料 等
計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援、障害児相談支援、就労定着支援、自立生活援助、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援	90千円	
生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型）、就労継続支援（B型）、児童発達支援、放課後等デイサービス	定員35人以下 124千円	
	定員36人以上 260千円	
施設入所支援、短期入所支援（空床利用型を除く）、共同生活援助、療養介護、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設	定員19人以下 180千円	
	定員20人以上39人以下 600千円	
	定員40人以上69人以下 1,122千円	
	定員70人以上89人以下 1,642千円	
	定員90人以上 2,062千円	

※事業所数及び利用定員は、令和7年（2025年）3月31日時点のものとする。

※同一の事業所で複数のサービスを実施している場合は、通常異なる区画・部屋でサービスを提供している場合に限り、複数申請可。

【様式 1（第 5 条関係）】

※熊本県記入欄

整理番号

障

熊本県知事 木村 敬 様

令和 7 年度（2025 年度）熊本県障害福祉サービス事業所等
物価高騰対策支援金 交付申請書兼実績報告書兼請求書

申請日

(か)

法人名：

〒

-

法人住所：

役職・代表者名：

※申請者の押印を省略する場合は次欄も記入ください。

※書類発行責任者と担当者が同一の場合は、担当者氏名欄に「同上」とお書きください。

書類発行責任者氏名		責任者連絡先	
担当者氏名		担当者連絡先	
連絡先 e-mail			

標記について下記のとおり支援金を交付されるよう関係書類を添えて申請（請求）します。

支援金額

0

円

※自動計算

- 1 裏面の「誓約事項」及び様式 1 別表 2「誓約事項チェックリスト」を確認し、全て該当する場合はそれぞれ「○」を記入してください。
一つでも該当しない場合、支援金の申請（請求）はできません。

誓約事項		誓約事項チェックリスト	
------	--	-------------	--

(振込口座情報)

- 2 振込口座情報を記入してください。

金融機関名		金融機関コード				
支店名		支店コード				
預金種類		(01：普通 02：当座 04：貯蓄)				
口座番号 (右詰め)						
(フリガナ)						
口座名義						
委任状兼口座振替 申出書の提出有無		無：口座名義が申請者役職名＋申請者名と同一 有：口座名義が申請者名役職＋申請者名と異なる				

※ 口座名義が申請者と異なる場合は、別途「委任状兼口座振替申出書」の提出が必要です。

裏面へ続く

(誓約事項)

- ① 申請者は、交付要項第3条に規定する交付対象者の要件を満たしています。
- ② 申請者及び申請者の役員又は使用人は、熊本県暴力団排除条例（平成22年熊本県条例第52号）第2条第4号に規定する暴力団密接関係者ではありません。
- ③ 申請者は、業務上の過失により法令に違反し、令和6年（2024年）4月1日から令和7年（2025年）3月31日までの間に行政処分を受けたことはありません。
- ④ 交付対象施設は、令和6年（2025年）4月1日から令和7年（2025年）3月31日までの間に運営実態があり、物価高騰の影響を受けて費用が増加しています。
また、市町村等が実施する他の支援制度を利用してもなお費用の増加分に足りません。
- ⑤ 申請内容に虚偽はありません。
虚偽が判明した場合は、交付された支援金の返還に応じます。
- ⑥ 支援金の交付手続きに必要な範囲で、県から業務委託事業者、申請者の個人情報を含む必要な情報が提供されることに同意します。
- ⑦ 申請者は、交付要項第7条第1項に定める証拠書類等の保管を確実に行います。

【様式 1（第 5 条関係）別表 1】

（障害福祉サービス事業所等内訳）

（単位：円）

No.	事業所番号	施設・事業所名称	施設・事業所 郵便番号	施設・事業所 住所	施設区分	サービス種別	支援金区分	定員 ※100名未満の場合は記入不要	専有の区画 ※100名未満の場合は 複数申請する場合	支援金額	備考	要確認事項
1												
2												
3												
4												
5												
6												
7												
8												
9												
10												
11												
12												
13												
14												
15												
16												
17												
18												
19												
20												
21												
22												
23												
24												
25												
合 計												

（注）

- 1 本表一覧は、 着色セルが入力部分です。それ以外のセルは計算式が入っていますので直接入力したり、削除しないでください。
- 2 「要確認事項」欄の「■」のコメントは、入力した内容に矛盾があることを示していますので必ず修正してください。
- 3 「専有の区画」欄は、同一事業所で複数申請を行う場合で、各指定障害福祉サービス事業所として専有の区画・事務所がある場合に「区分あり」と記載してください。ない場合は対象にならないため、申請を行わないでください。
- 4 申請する障害福祉サービス施設・事業所が31以上ある場合は、30行～54行を再表示させて利用してください（不明な場合は「熊本県物産振興対策支援金申請受付事務局」に入力方法を確認してください）。

【様式1(第5条関係)別表2】 誓約事項 チェックリスト

確認欄	確 認 項 目
☐	《基本事項関係》 今回申請する指定障害福祉サービス施設・事業所については、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に支出する光熱水費、燃料費、食費等の物価高騰に係る上昇分(消費税及び地方消費税相当額を除く)を有します。
☐	市町村等が実施する他の支援制度を受給している(又はする予定の)場合、受給してもなお令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に支出する光熱水費、燃料費、食費等の物価高騰に係る上昇分(消費税及び地方消費税相当額を除く)を有します。
☐	次の施設及び事業所は、本支援金対象外のため今回の申請に含まれていません。 ・令和6年4月1日から令和7年3月31日までの全期間で事業を休止している施設、事業所 ・令和7年3月31日時点で廃止されている施設、事業所 ・申請時点で具体的に廃止予定時期が定まっている施設、事業所 ・県又は市町村が開設する施設、事業所
☐	熊本市内の指定障害福祉サービス施設・事業所は、本支援金対象外のため今回の申請に含まれていません。
☐	今回の申請について、法人として支援金を申請する指定障害福祉サービス施設・事業所を全て記載しており、同一法人から複数の『熊本県障害福祉サービス事業所等物価高騰対策支援金 交付申請書兼請求書申請書』を県に提出していません。(※県から指示があった場合を除く)
☐	《交付対象者関係》 共生型障がい福祉サービスを実施している事業所は、従来のサービス等を実施している(指定を先に受けた)分野の施設・事業所のみ申請しています。又は、当該事例の該当がありません。
☐	介護サービスと併せて障がい福祉サービスを実施している訪問系の施設・事業所は、従来のサービス等を実施している(指定を先に受けた)分野の施設・事業所等のみ申請しています。又は当該事例の該当がありません。
☐	療養介護、医療型障害児入所施設、医療型児童発達支援サービスを実施している場合、病院・診療所設備とは別に、各指定障害福祉サービス事業所として専有の区画、事務所を有していることから、同一施設・事業所で医療機関分野と障害福祉サービス分野の双方で申請します。又は当該事例の該当がありません。
☐	多機能型の特例対象となっているサービスについて、各指定障害福祉サービス事業所として専有の区画、事務所を有していることから、同一事業所で複数サービスを申請します(同一区画について時間帯で提供サービスを分けている場合は、専有の区画を有するとはみなされません)。又は当該事例の該当がありません。
☐	障害者支援施設について、施設入所支援及び日中型サービスで各指定障害福祉サービス専有の区画、事務所を有していることから、同一施設で複数サービスを申請します。又は当該事例の該当がありません。
☐	多機能型の特例対象となっていないサービスについて、各指定障害福祉サービス事業所として専有の区画、事務所がある場合を除き、同一事業所で複数サービスの申請をしていません。又は当該事例の該当がありません。
☐	多機能型の特例対象となっているサービスのうち、利用定員を複数サービス通じて設定している場合は、通じた利用定員を記載しています。又は当該事例の該当がありません。
☐	短期入所サービスについて、空床利用型で運営している事業所は対象外のため今回の申請に含まれていません。又は当該事例の該当がありません。
☐	指定事業所単位で申請しており、指定事業所で主たる事業所と従たる事業所を有する場合や、指定共同生活援助で複数の共同生活を有する場合等に、複数単位での申請を行っていません。又は当該事例の該当がありません。
☐	自立訓練(生活訓練)で通所支援と宿泊型の双方のサービスを実施している場合、指定事業所単位で申請し、利用定員は通所支援と宿泊型の定員の合計を記載しています。又は当該事例の該当がありません。

(注)

必ず全ての項目を確認し、確認欄に「○」を記載してください。一つでも該当しない場合、支援金の申請(請求)はできません。

振込口座情報関係（通帳の写し等）

熊本県障害福祉サービス事業所等物価高騰対策支援金交付申請書兼請求書の「2 振込口座情報」が分かる通帳の写しを提出してください。

※「2 振込口座情報」の情報は必ず一致させてください。

(加) 0

法人名： 0

法人住所： 0

口座番号、口座名義（カナ）が記載されているものを画像貼り付け等してください。

※ 通帳を1枚めくった口座名義（カナ）が記載されているページ等

又はPDF等のスキャンデータを申請書データと併せて添付して提出してください。
併せて添付する場合のデータ名称は『（法人名称）口座通帳写し』としてください。

委任状

私は、下記 1 の者を代理人と定め、下記 2 に規定する事項を委任します。

記

1 代理人

郵便番号〒

住所

(商号等)

商号等

代表者職氏名

2 委任事項

次の支援金の受領に関する一切の権限。
令和 7 年度(2025 年度)熊本県障害福祉サービス事業所等物価高騰対策支援金

委任者

住所

0

商号等

0

代表者職氏名

00

印

口座振替申出書

本件委任に係る支援金につきましては、下記口座に振り込みいただきますようお願いします。

記

1 口座振込先

金融機関名

0

支店名

0

種別

0

(1:普通 2:当座 4:貯蓄)

口座番号

0

口座名義

0

(口座名義)

0

受任者

郵便番号〒

住所

0

商号等

0

代表者職氏名

0

※受任者の押印を省略する場合

書類発行責任者氏名	0	連絡先 (電話番号)	0
担当者氏名	0	連絡先 (電話番号)	0

【様式 2（第 6 条、第 9 条関係）】

障がい第 号
年 月 日

（申請者名） 様

熊本県知事 木村 敬

令和 7 年度（2025 年度）熊本県障害福祉サービス事業所等物価高騰対策
支援金交付決定通知兼交付確定通知書

年 月 日付けで申請のありました標記支援金については、熊本県補助金等交
付規則第 4 条の規定により、下記の条件を付けて金 円を交付することに決定
しましたので、同規則第 6 条の規定により通知します。

また、同規則第 14 条の規定により、支援金の額を金 円に確定しましたので
通知します。

記

交付の条件

- 1 令和 7 年度（2025 年度）熊本県障害福祉サービス事業所等物価高騰対策支援
金交付要項第 7 条に定めるとおりとする。

【様式 3（第 10 条関係）】

障がい第 号
年 月 日

（交付決定者名） 様

熊本県知事 木村 敬

令和 7 年度（2025 年度）熊本県障害福祉サービス事業所等物価高騰対策
支援金交付決定（一部・全部）取消通知書
年 月 日付け障がい第 号で交付決定しました標記支援金について
は、熊本県補助金等交付規則第 17 条の規定により、下記のとおり交付を（一部・全部）取
り消しましたので、同条第 4 項の規定により通知します。

記

- | | | | |
|---|-------|---|---|
| 1 | 交付決定額 | 金 | 円 |
| 2 | 交付取消額 | 金 | 円 |
| 3 | 取消し理由 | | |